

## 第4回定例会会議録

令和6年12月4日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

それでは、順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
86	5	内 堀 綾 子	職員体制の課題について
			政治倫理の課題について
			旧役場跡地周辺の土地活用の展望について
			情報弱者への町の対応は
99	6	山 本 今朝和	町民大運動会について
			農業振興の推進について
			高齢者が在宅で安心して暮らすために地域が担う役割について
110	7	池 田 る み	ヤングケアラー支援について
			地域猫活動支援について
			自転車の安全利用について
127	8	内 堀 喜代志	旧庁舎跡地の開発及び駅周辺の整備と、その財源の見通しについて
			町長の公約実現について

通告5番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

(3番 内堀綾子君 登壇)

○3番(内堀綾子君) 通告番号5、議席番号3、内堀綾子です。議題も多いので早速質問に入らせていただきます。

件名1、職員体制の課題について。

ご答弁についてはいつも長くいただきますが、質問の内容のみお答えいただければ、町民の皆様もご理解いただけますので、端的なご答弁をお願いいたします。

さて、議員として町民の皆様を送り出させていただきましたから初めての一般質問で、令和3年10月には、小園町長に職員配置について質問させていただきました。私が職員体制についての質問に至った経過としては、令和3年第2回定例会、6月の先輩議員の一般質問動画を拝見し、小園町長の御代田町の職員に対しての思いに疑問を感じたからです。その後の私の一般質問のご答弁において、令和3年10月には、職員定数が170名でありながら148名の職員数、会計年度職員は134名との数の周知をいただきました。その際に、私は、職員数の増員の必要を言葉で残させていただきました。

当時、私の質問に対しても、様々質問の意味が分かりかねるなどと、お答えいただけなかったことも多々ある小園町長のご答弁でしたが、令和3年の小園町長のご答弁からたった3年ですが、やはり私が言ったように、職員数が足りなかったようで、今年、令和6年9月議会では、職員定数条例の一部を改正する議案として、職員定数を170人から195人に増員すると提出した小園町政を見たときに、果たして計画的に職員の採用を行っているのか疑問を感じました。

3年前は、先輩議員の質問のご答弁でも、今の人数で少なすぎることはないと言っていたのに、どうしたことでしょう。私は当時から、業務に必要な職員数の確保は感じていましたので、この定数増員の条例には賛成です。人口増加の御代田町にとっては必要なことだと思います。ただ、やっぱり3年前に言ったでしょう、と思いました。

そこで、職員数増員に至る経過として、令和3年10月の町長のご答弁の中でありました事務改善委員会を実施し、組織の見直しを実施、効率的な体制を構築できるように努めてまいりますとお言葉のとおり、事務改善委員会は各年度何回開催されたのか、本日までに開催された各年度の回数をお伺いいたします。

また、2019年度から2024年度、当初の正規職員数と会計年度職員数、年度内の社会人枠、新卒の採用人数、社会人枠、新卒の退職者数及び新規療養休暇数、新規採用社会人枠、新卒の療養休暇からの復帰人数は、それぞれ何人になりますか。回数と人数のみ、端的にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

まず初めに、年度ごとの事務改善委員会の回数でございます。こちらは、令和3年度並びに令和4年度におきましては、組織の見直しの予定がなかったことから、開催はしてございません。令和5年度は2回開催をしているところでございます。

なお、今年度につきましても、今のところ回数は未定でございますが、開催する予定でいるということでございます。

続きまして、令和元年度から令和6年度における各年度に採用しました正規職員の社会人枠と新卒枠ごとの採用人数と、会計年度任用職員の職員数についてお答えをさせていただきます。

なお、会計年度任用職員は、会計年度ごとである最大1年間の任用期間となっておりますので、年度ごとに任用をしている数をお答えさせていただくということで、お願いしたいかと思っております。

まずは、令和元年度に採用した正規職員の社会人枠は9名、新卒は5名、合計14名となっております。

なお、令和元年度は会計年度任用職員の制度はまだ始まっておりませんでしたので、地方公務員法に基づく臨時職員といたしまして137名を採用しておりました。

次に、令和2年度でございます。こちら、社会人枠が6名、新卒は5名、合計11名の正規職員を採用してございます。令和2年度から、先ほども申し上げましたが、会計年度任用職員制度が始まりまして、当時の採用者は135名となっております。このうち、フルタイムの会計年度任用職員が18名、パートタイムの会計年度任用職員が117名でございました。

続きまして、令和3年度でございます。社会人枠は2名、新卒者が3名、合計5名の正規職員を採用しておりまして、会計年度任用職員124名でございます。このうち、フルタイムの会計年度任用職員が19名、パートタイムの会計年度任用

職員 105 名となっております。

続きまして、令和 4 年度でございます。社会人枠が 8 名、新卒が 4 名、合計 12 名の正規職員を採用しております。会計年度任用職員は 155 名でございます。このうち、フルタイムの会計年度任用職員が 23 名、パートタイムの会計年度任用職員が 132 名となっております。

続きまして、令和 5 年度でございます。社会人枠が 12 名、新卒枠が 5 名、合計 17 名の正規職員を採用しております。また、会計年度任用職員は 180 名で、このうちフルタイム会計年度任用職員が 22 名、パートタイム会計年度任用職員が 158 名ございました。

最後に、本年度、令和 6 年度でございます。社会人枠が 18 名、新卒枠が 3 名、合計 21 名の正規職員を採用しております。今年度から、任期付きの職員を 6 名採用しております。また、会計年度任用職員は 166 名で、このうちフルタイムの会計年度任用職員が 19 名、パートタイムの会計年度任用職員が 147 名となっております。

続きまして、令和元年度から 6 年度における社会人枠と新卒枠で採用しました新規採用職員のうち、退職者数と療養休暇取得者数、療養休暇を取得してから復帰した人数をお答えさせていただきます。

なお、退職した職員でありますけれども、全員が療養休暇を取得しているわけではありませんので、退職者数と療養休暇取得数が一致しませんので、こちらはご承知いただければというふうに思います。

まず、令和元年度に採用した新規採用職員のうち退職した職員は、社会人 1 名、新卒 2 名、合計 3 名となっております。療養休暇取得者は社会人 1 名、新卒 1 名、合計 2 名で、療養休暇を取得した職員のうち 1 名が復帰をしております。

次に、令和 2 年度に採用した新規採用職員のうち退職した職員は社会人 4 名、新卒 1 名、合計 5 名となっております。療養休暇取得者は社会人 1 名、新卒 2 名の合計 3 名であります。療養休暇を取得した職員のうち 1 名が復帰をしております。

次に、令和 3 年度に採用した新規採用職員のうち退職した職員につきましては社会人枠で 1 名、新卒 2 名の合計 3 名となっております。療養休暇取得者は社会人、新卒ともおりません。

続きまして、令和 4 年度に採用した新規採用職員のうち退職した職員は社会人

2名、新卒1名の合計3名となっております。療養休暇取得者は社会人が2名で、療養休暇を取得した職員のうち復帰者はありません。

次に、令和5年度に採用した新規採用職員のうち退職した職員と療養休暇取得者はありませんでした。

最後に、令和6年度に採用した新規職員であります。退職した職員は社会人枠の2名となっております。療養休暇取得者は社会人枠の3名となっております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 事務改善委員会の数はこれで妥当なのか、ちょっと心配になりました。職員の数、かなり入れ替わりがあるということで、定着率という観点から関連質問をさせていただきます。

令和3年10月以降から3年目の令和6年10月の間に、1年、3年、5年、10年勤めた後、退職した職員数は何名ですか。こちらも数字のみで端的にお答えいただきたく思います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

令和3年10月以降におきまして、定年退職者を除き、一定の年数を勤務した正規職員のうち退職した職員数についてということでお答えをいたします。

まず、採用後、1年未満で退職した職員は4名であります。1年以上3年未満で退職した職員が10名、3年以上5年未満で退職した職員は7名であります。

次に、5年以上10年未満で退職した職員は6名、10年以上勤めた後に退職した職員は15名と、合計42名となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） たくさんの職員の方がお辞めになってしまったようです。人は宝なり、行政とは計画的に行うものであり、今の御代田町があるのは、多くの職員、OBの皆様や先輩議員、また、区の役員や町民の皆様が作り上げてきたからです。前年度に実施計画を挙げて次年度に実施していく。もちろん災害などの突発的な事象に対応する場合は仕方ありません。その中で通常業務は怠ってはならない大切

なことです。そこに支障を来たしているようにも感じる昨今です。

昨日の小井土議員と黒岩議員の質問でもありましたように、人が増えると、今までできていたことができなくなってしまう原因は何なのでしょう。国の制度改正の近々に追われ、システム改修や補助金申請のための書類作成など、職員の多岐にわたる職務に目を向け、気を配る必要があるのかと思います。

職員定数を増やすのはいいですが、その一人一人の職員を大切にすることが必要かと思います。

さきに紹介しました先輩議員の一般質問は、御代田町ホームページ、御代田町議会令和3年第2回定例会議事録にございますので、ご自身でも振り返りができますし、皆様も見ることができます。

町にお願いとしては、過去の町政を振り返り未来につなげていくためには、過去の議事録は貴重な資料でありますので、ユーチューブ動画とともに削除せずに、皆様が見ることができる環境の維持をお願いいたします。

次に、件名二つ目として、政治倫理の課題についてお伺いいたします。

令和5年12月議会において、政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例について質問させていただきましたが、その際に、小園町長の借入金が前年の令和4年度の報告から3,740万円ほど増えて、令和5年度の報告では5,780万円もあり、驚いた昨年です。政治倫理のための御代田町長の資産公開に関する条例で、報告事項として事業所得があります。この小園町長の事業所得がマイナスについての報告書については、私の質問の仕方が悪かったのか、小園町長のご答弁では、町長としての仕事に一切関係ない私的なこと、地方自治法132条の趣旨にのっとってお答えできないとのことでしたが、今回は質問の仕方を変えてみましたので、お答えいただきたく思います。

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業を営んでいる人の、その事業から生ずる所得のことです。政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例、事業所得欄にマイナス111万円ほどと記載がありましたが、事業所得の欄に記載があるということは、町長としての傍らで携わっている事業があるということによろしいですか。小園町長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○ 4 番（森泉謙夫君） ただいまの質問は、一般行政事務の範囲を超えております。よって、議事進行を求めます。

○ 議長（荻原謙一君） この際、暫時休憩します。

（午前 10 時 19 分）

（休 憩）

（午前 10 時 20 分）

○ 議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開をいたします。

森泉議員に申し上げます。議事進行には当たらないと思いますので、一般質問を続行いたします。

内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 内堀綾子ですが、やっぱりこういうことを予測しておりましたので、きちんと準備してまいりました。

それでは、副町長にお伺いいたします。副町長は県からの派遣であります。県でも同じく同様、同等の条例があるかと思えます。その上で、このように政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例が存在する目的をお答えください。

○ 議長（荻原謙一君） 両澤副町長。

（副町長 両澤美樹子君 登壇）

○ 副町長（両澤美樹子君） お答えいたします。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律は、第 1 条において、その目的を国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判のもとにおくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することと定めています。

また、第 7 条において、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開については、条例の定めにより国会議員に準じて必要な措置を講ずるものとされています。

当町の政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例は、この規定に基づき、町長の資産等報告書の作成など、資産の公開に関し必要な事項を定めたものと承知しております。

○ 議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 令和5年12月、同じ質問を小園町長に投げかけました。ご答弁で、同じ第1条の規定では、政治倫理の確立を期し、もって民主主義の健全な発達にというところ、同じなんです、ここ切り取られているところがあります。その部分、もう一度読ませていただきます。

資産の状況等を国民の不断の監視と批判のもとにおくためとあります。この部分を抜かしてご答弁されておりました。私は、ここの部分が一番大切かと思えます。そして、今後この文言と地方自治法132条の普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない。昨今の政治とお金の問題が多々取り上げられていますが、この二つのどちらの方を優先するのか、様々なところでの議論が進んでほしいものです。

それでは、質問に戻らせていただきます。

先ほどの事業所得の欄の記載、町長としての傍らで携わっている事業があるのか、端的にお答えください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

事業所得の欄に記載があるということでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 次に、借入金についてお伺いたします。

令和5年度報告の5,780万円程度の借入金から令和6年度報告は5,340万円ほどに減りました。440万円程度借入金を返済できたということですが、記載間違いではありませんか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

正しく記載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 関連の質問として、国税庁によると、所得とは事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得と10種類ありますが、これらの所得の記入漏れはございませんか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

記入漏れないものと認識しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 事業収入はマイナスで111万円程度、所得も70万程度しか増えていなくて、440万円程度の返済ができるということはどういうことなんだろうなと思い質問させていただきました。

1,000万円超の所得がある方には、贈与税特例の適用もされません。税務署所管のお話になるので次の質問に入らせていただきます。

借入金についてもう一点は、私は小園町長がお書きになって先方にお渡しした金銭授受の借用書の写しを拝見させていただきました。この場にもいらっしゃるのかちょっと分かりませんが、個人的なことと言われてしまうかもしれません。町長として人事権や任命権がありながら、このように町内の方々から借入金があるというのは利権が絡みそうな、とても気持ちのいいものではありません。

そして、条例にある文言として、倫理的にもいかななものかと思いますが、政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例に示された借入金の報告には、このように有権者である町民に借りた金額も間違いなく報告しておりますか。報告書に記載漏れはありますか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

正しく書かせていただいているということを認識しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 町民の方にお借りしている、個人からお借りしているということ

だと思えます。

資産公開という制度は、国会議員は資産公開法、首長もそれに準じて、条例により毎年申告義務があります。分かりやすく言うと、任期中に不正をして私腹を肥やしたりしないように監視するという目的でこの制度が存在しています。まして、小園町長の借入金の額を見るとちょっと心配になります。なので、昨年引き続きこの12月の時期に小園町長の借入金の額と返済の額に不信を抱いたので質問させていただきました。

次の質問に入らせていただきます。3件目、旧役場跡地周辺の土地活用の展望について質問させていただきます。

栄町区に位置する旧役場跡地も売却となり、今後は大規模な宅地開発となるとお聞きする中で、気になる点について質問させていただきます。

宅地開発される際に、該当の開発について公費投入はされるのですか。また、行政で協力していくことはあるのですか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

初めに、旧役場庁舎跡地の開発の進捗状況についてですが、御代田町環境保全条例の規定に基づく開発行為届出の内容について精査を行っているところでございます。

具体的には、土地利用計画図、給排水施設計画平面図、雨水排水計算書等の書類内容の精査及び関係部署からの指示事項等に基づく書類の内容の修正をいただいているところでございます。

また、都市計画法第32条の規定に基づく、いわゆる公共施設の土地と管理に関する帰属の協議を関係部署と現在行っておりまして、この協議が整い次第、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請書を長野県に進達するという事になっております。

次に、公費投入でございますが、御代田町宅地開発事業補助金交付要綱の規定に基づきまして、町内で3,000m<sup>2</sup>以上の分譲住宅地の開発事業で、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者及び町環境保全条例の規定に基づく不勧告通知を受けた者に対し、1区画、上限50万円の補助を実施する予定で

ございます。

また、当該地は御代田町立地適正化計画において居住誘導区域内の地域の気候、風土と調和した住宅地整備として町のモデルとなる宅地開発地として位置づけております。こうした位置づけであることから、事業者において、開発区域内の無電柱化を計画しております。この無電柱化につきましては、国の補助事業である社会資本整備総合交付金の無電柱化まちづくり促進事業、こちらの要件に該当してまいります。

交付要件は、地方公共団体が策定する無電柱化まちづくり促進計画に基づく事業、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業、電線管理者が事業の一部地上機であったり電線等を負担する事業、このいずれの条件にも該当するものが対象となります。

町では、無電柱化まちづくり促進事業の受皿となります御代田町無電柱化まちづくり促進事業補助金交付要綱を制定いたしました。この要項に基づき、事業費の3分の2を町が事業者へ補助金として交付し、その交付したもののうち2分の1が国から補助となります。ですので、実質、開発事業者、国、町がそれぞれ3分の1ずつ負担するということとなります。

以上が町から補助金として交付予定の事業となります。

なお、この無電柱化まちづくり促進事業は、国の補助事業でございます。今後、ほかの地域で無電柱化の要望があり、交付要件に当てはまる場合は、本事業を活用することができます。

続いて、行政が協力する事項でございますけれども、現在、開発事業者と開発により整備される開発道路、公園緑地、防火水槽、ごみ集積所、上下水道管路の公共施設の町への帰属について協議しております。こちらは、都市計画法第39条の規定による公共施設の存する市町村の管理に属するものとするということでされております。これは開発で設置された公共施設の管理の適正を確保するためのものがございます。これは原則、市町村で管理を実施していくことが適当であると考えられているためでございます。

帰属後の適正な管理を行うため、公共施設の配置、規模、構造等について現在協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 御代田町ではまだまだほかに手を入れていかなければならない箇所もたくさんあります。大規模開発については、恐らく今後の交通渋滞などの課題も出てくるのが予測されますので、そのあたりも十分に考慮の上でご対応いただければと思います。

次に、関連として100から150余りの宅地が並ぶとお聞きしておりますが、行政区の栄町区にとっては大きな変化をもたらすことでしょうか。大規模な宅地開発に当たり、行政区の負担も増えますし、十分に栄町区をはじめ区長会やその他の皆様にも周知し、変化するであろう旧役場跡地周辺について丁寧な説明も必要かと思いますが、いかがですか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

開発者側からの相談があり具体的に検討しているわけではありませんけれども、新たに行政区を設ける、または既存の行政区に含めるといった方法が考えられるかと思えます。いずれにしましても、開発者側と調整する中で、区長会と相談していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 私は、町から委ねられる各区の負担について、以前質問させていただきました。区長会と意見交換、その際は区長会と意見交換をしていきたいという町長の感想でした。町長には、私の質問への感想ではなく、必要なことなので、丁寧な説明と同意までの経過をきちんと筋立てしてほしいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

情報弱者への町の対応は。

一つ目として高齢の方や視覚・聴覚に障害のある方々への町の情報伝達方法はどのようになっておりますか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

防災に関する情報につきましては、防災行政無線を中心にしながら、放送内容を電話から確認できるフリーダイヤルの設置とメール配信や各種SNSでの発信の情報、こちらの多重化を図っているところでございます。

身体障害者手帳1級から4級に該当する聾啞の方、または聴覚障害を有する方がいる世帯には、防災無線の内容を家の中で聞くことができる戸別受信機の無償貸与を実施しております。また、音声と同時に文字情報が表示されるタイプの戸別受信機の用意もあるところでございます。

しかしながら、戸別受信機では防災無線で放送した情報しか受け取ることができないため、町のイベント情報など、町からのお知らせについても、音声と文字情報でお届けできるような新たな情報発信方法を現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 先ほど総務課長がおっしゃったのが、これ、議員の皆様も後でゆっくり見ていただきたいと思いますが、結構丈夫そうでいいんですけど、ここにこれ、新しいものもきっと出てくるのかと思います。今これ活用されているということです。

デジタル庁では誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を実現するために、継続的にウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいるそうです。その点、後でまたお伝えしますので、次の闇バイトの件に入らせていただきます。

闇バイトを介した犯罪被害や不動産詐欺や振込詐欺などから町民を守る啓発と取組についてお伺いいたします。

様々な犯罪があるのですが、ここ最近、闇バイトを介した犯罪はかなり身近なところでその予兆が見られております。正しい情報を届ける必要がありますが、1枚もののビラがポストに入っているのと、町発行の広報に啓発が掲載されているのでは町の広報に記載されている方が信憑性が格段に上がります。町発行の広報の一部に掲載されているならば間違いはないだろうと安心するかと思います。

私が思うのは、警察と連携して、警察からの闇バイト関連の注意促しの啓発を広報やまゆりに掲載してほしいのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

近頃では、振り込め詐欺などの特殊詐欺ばかりでなく、闇バイトを介した犯罪被害が関東地方を中心に横行している状況にあり、これらの犯罪から町民を守るため、啓発に努める必要があります。

町としましても、町民を守る有効な対策について、警察署と相談する中で、広報やまゆりを中心に、メール配信や各種SNSで発信し、多様化する犯罪や詐欺の手口にだまされないよう周知徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） ぜひ広報のほうで啓発のほうをお願いいたします。

そこで、重要になるのが、先ほどの質問で、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化、デジタル庁のウェブアクセシビリティの取組ですが、政府広報オンラインウェブアクセシビリティと検索すると詳しく掲載されております。町の発信する広報のあり方が詳しく掲載されておりますので、町職員の皆様は一読する価値はあるかと思えます。

私は、町の公式ホームページの充実を常々申してまいりました。障害者差別解消法の改正により、国や地方公共団体などに義務づけられている合理的配慮の提供に含まれるウェブアクセシビリティは、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することです。公的な情報を守るという意味でも、情報格差の解消の意味でも、町のウェブサイトもJIS規格に準拠し、障害のある方にも分かりやすいものにしていく必要があるかと思えますが、情報格差の解消の取組についてお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

情報格差の重要性については理解をしており、町民の皆様が利用しやすいツールを利用し情報発信することで、幅広い世代の方に情報を届けることができると考え、昨年からはLINEでの発信も実施をしております。

また、さきに述べさせていただいたように、新たな情報発信ツールについて、現

在無料トライアルなどを活用しまして、よりよい製品の導入について検討を進めているところでございます。

それに加えて、ホームページですとか、先ほどもありましたけど広報やまゆり、これをより見やすくするような改善について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 職員の皆様もお忙しいと思いますので、ぜひ事務改善委員会を開催していただき、出たご意見も取り入れながらご対応いただければ、より現場に沿った職場になるかと思えます。

2023年4月から、高等学校の選択科目情報Ⅱでも、アクセシビリティについて学ぶようになりました。多くの子どもたちが多くの方の幸せを願えるような大人になるには、今この時期の教育と大人たちとの関わりが大切です。私が一番なくなって申し訳ないのですが、議員の皆様はじめ多くの大人たちが子どもたちの手本となれるように過ごせたらと思います。皆様が心穏やかに過ごせることを願いながら、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告5番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時44分）

（休 憩）

（午前10時59分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告6番、山本今朝和議員の質問を許可します。

山本今朝和議員。

（1番 山本今朝和君 登壇）

○1番（山本今朝和君） 通告番号6番、議席番号1番、山本今朝和です。

一般質問に入る前に、8月7日のゲリラ豪雨で発生した被害状況は、小沼地区では近年にない災害が発生しました。農業用地や農業施設が多く被害を受けました。議会開会日に、町長より報告がありましたように、町単独での復旧事業はかなり進み、復旧結果が目についています。多くの区民から今回の復旧は早い、安全が確保

されてありがたいという感謝の言葉が多く聞こえています。被害発生以降、対応について、町の展開、職員の努力に感謝申し上げます。

まだ、繰矢川の堰堤等は県の事業のため、今後の工事になるようですが、立入り確認が終了していますので、令和6年度中の完成を目指し、進めるというお話をいただいています。来年度の農作業に支障がないよう、工事を進行することですので、よろしく願いをいたします。

それでは、一般質問に入ります。

町民対象の事業に対する町の方針、考え方についてお聞きします。

令和6年度町民対象の事業は、1月に町民卓球大会に始まり、1年を通して球技大会や町民大運動会等、多くの町民の交流の場があります。近年は多様化した見解が多くなり、維持・継続することが難しい時代になっています。隣近所の絆も希薄になってきている時代において、自助・共助・公助の精神が置き去りにされているような気がします。このようなときこそ、多くの町民が集い、交流を深められる場所が必要と思います。

現在、町民全体を対象にしたスポーツ大会は、町制70年を超えた歴史の中で、10競技以上が開催されています。50回を超える大会は、町民卓球大会、365歳野球大会、区対抗野球大会、町民ゴルフ大会等があります。

最近の各大会参加状況は、昨年実績で、第51回365歳野球大会は11チーム、雨天中止になりましたが、第46回区対抗野球大会は13チームの申込みがありました。球技大会は、選手中心の参加となりますが、中には応援を兼ねて、終日見学をしている人も見かけます。

町主催の町民大運動会は、町民誰でも参加できる大きなイベントの一つです。残念ながら、コロナ禍では開催できませんでした。コロナ禍前の5年間は、毎年17区全区参加で、毎回2,500人程度の参加がありました。種目は毎年見直され、各区の実情を考慮し、子どもから大人まで参加しやすい競技への改善を重ねて、48回と回を重ねてきました。

コロナ禍後の令和5年度は、49回大会を12区の参加で開催予定でしたが、雨天のため中止となってしまいました。令和6年度馬瀬口区の総会で、第49回町民大運動会の予算を計上し、承認を得て進めていました。令和7年度1月の総会では、今後の町の考え方を説明する必要がありますので、町民大運動会の中止とその経過、

御代田町町制に次ぐ歴史を持っている運動会の代替案についてお聞きをします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

その前に、先ほどの8月7日豪雨に関して復旧が早いという、町民の声を聞いているということでありまして、そういったお声を頂けることは、職員にとってもとても励みになると思います。誠にありがとうございます。

町民大運動会についてということであります。中止の理由なんです、その前に、ちょっと私の思いの話をさせていただければと、もしかしてこの場で、もう言ったことがあるのかもしれませんが、改めて申し上げますが、6年前の9月に、私、9月29日に北海道から引っ越してきて、最初に多くの町民の皆さんと会えた機会というのが、その年の町民大運動会でありました。栄町のテントに行っ、私、栄町に引っ越してきましたということでお話をさせていただいて、そこで、やはりこの全区が集まって一つのことをやるという、こんなすばらしいことがこの町にあるんだなと、面白いところに引っ越してきたなということを改めて感じることができました。そういった、私なりに町民大運動会というのは、深い思い出のあるイベントであるということをお知らせしたいと思っております。

さて、町民大運動会は、町民相互の親睦を深め、健康の増進、体力の向上を図ることを目的に、昭和35年に始まり、今年開催していれば、第49回を迎えるものであったというふうに書いておりますが。

ちなみに、始まったのは60年以上前なのに、なぜ第49回かと申しますと、これまで天候による中止等の場合、開催回数に数えない習慣があったためであります。

始まった頃は、御代田町が三村合併、三村合併が昭和31年ですので、その4年後に始まったというわけですので、三村合併して間もない状況でありまして、町民統合の一つの象徴のようなイメージがあったものと推察されます。

運動会につきましては、以前から人集めが大変で、区の役員の皆様が苦労しているという状況や、農家の皆様にとっては繁忙期であるため参加しづらいなど、課題として挙げられており、見直しを求める声が近年聞こえてきてはいたけれども、一方で、続けることのすばらしさや歴史を大切にしたいという声もあり、これまで開催自体を見直すまでには至りませんでした。

そこにコロナ禍が重なり、人が集うイベントは全て自粛となってしまいました。この3年間は時が止まったようでもあり、様々なイベントの開催意義が改めて考えられる時期でもあったと思います。コロナ禍が過ぎ、イベントが再開される一方で、廃止や変更という道を通ったイベントも多くありました。

町民大運動会については、少しでも区の皆様の負担を減らすため、競技数を減らし、半日開催とすること、競技内容を見直し、誰もが参加しやすくすることで再開を考えておりましたが、昨年は雨天のため中止となってしまいました。

本年度は半日開催に加え、それまではお昼をまたいだ開催だったんですが、本年度は半日開催ということにするということと、あと参加区を、全体を4チームに分け、区対抗ではなく合同でのチーム戦とする案を事前にお示しし、区の意見集約をお願いしました。

7月の分館体育部長と開催した会議で集約してきていただいた各区の意見をお聞きしたところ、合同チームによる開催には6区、これは馬瀬口、西軽井沢、清万、一里塚、栄町、三ツ谷が反対され、それとは別に、運動会への不参加を表明された区が4区、これが草越、広戸、豊昇、向原でありますけれども、この4区が不参加を表明されたわけであります。

中には、中止を強く強く希望する区がありましたり、また、全ての区が参加しないのであれば、町民大運動会の開催に疑問を感じるといった意見もありました。一方で、運動会の形を変え、区単位での参加にこだわらない新しいスポーツイベントを考えたらどうかというご提案も頂戴しました。

もちろん、参加に前向きな区もあったわけですが、頂いた意見を重く受け止め、その場では一旦預からせていただき、後日、理事者会議で協議をいたしました。

最終的には、コロナ禍を経て、住民の意識も大きく変化してきていること、開催に関して、強い意見含めて否定的な意見が多かったことなどから、ご協力いただく区の皆様の意向に沿わない事業の開催は難しいと判断し、中止を決定しました。

また、あわせてアンケートを実施し、町民の皆様のご意見を吸い上げた上で、今後の方向性を決定していくこととしました。こういった経過での決定ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

もちろん、この結果については賛否両論あることも承知しておりますけれども、

主催者側としては、こちらは開催をしたいということで提案させていただいておりました。また、私、個人の思いとしても、先ほど申し上げたとおり、この町の本当に大事な催しであるという認識、思いもございます。そうしたことを思っているだけに、苦渋の判断でやったことは間違いありません。ですが、重ねてご理解をお願いしたいと思います。

なお、中止の決定につきましては、区長の皆様と分館体育部長の皆様には通知でお知らせするとともに、広報9月号に掲載し、周知しました。しかし、今は、ちょっと私が見ても目立たない中身だったかなと、目立たない書き方だったかなというふうには、私もちょっと見返すと改めて思います。そういった結果として、周知が十分に行き届かない部分もあり、教育委員会に関する定期監査において、代表監査委員からそういったご指摘も頂いたところでございます。

今後、町民の皆様への周知の際は、丁寧な対応を取るよう注意してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 私からは、代替案についてということで、お答えをさせていただきます。

来年度以降については、従来どおりの運動会を開催するのか、代替スポーツイベントを開催するのか、それとも廃止とするのかなど、スポーツ推進員の皆様と共に協議を進めてまいります。

既存の運動会や各種スポーツ大会をリニューアルするような形で開催するのであれば、来年度の開催も可能と考えますが、全く新しいイベントを一から立ち上げるとした場合には、さらに少しお時間を頂くことになるかもしれません。

また、現在の進行状況でございますが、中止のお知らせにあわせて、アンケート調査を実施し、38件のご回答を頂いております。この回答を取りまとめた上で、11月のスポーツ推進員の定例会から協議、始めています。今後につきましても、他の自治体の事例なども調査し、参考にしていきたいと考えています。

なお、仮に代替スポーツイベントを開催するようになった場合には、町民大運動会の目的であった、町民相互の親睦を深め、健康の増進、体力の向上を図ることに

については、継承してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 町民大運動会は、実施されていない市町村が多い中で、当町としては、48回の歴史を持っている事業がなくなることは大変寂しい思いがします。早期に、町民相互の交流の場所の実施をお願いしたいと思います。

次に、農業維持のための補助金の検討についてですが、令和6年度の農業を取り巻く環境は、昨年より悪化しています。資材は30%の高騰を続けています。販売実績は、種類によって違いますが、25%程度の減収になっています。

ご承知のように、ここ数年、全国一の高いガソリンを使い、円安の影響で必然的に資材の高騰は抑えられません。早期の政府の対応を期待はしているところであります。

資材の高騰について、肥料は4%から9%、スチロール関係は15%、マルチ資材は9%、農薬は6%、運送費については6%の値上がりです。この6%のうち2%は、今年はJAで補ってくれるということになっております。

また、肥料については、高価な化成肥料を減らし、JAで開発した安価な有機肥料の使用を試験的に実施し、化成肥料の量を減らし、取組も始めました。

また、野菜販売実績では、単価は昨年比102%でしたが、販売金額は95%と5%ダウンしています。販売数量も7%のダウンでした。

品目別販売実績では、キャベツにおいては20%のダウン、単価も10%ダウンでした。サニーリーフでは、それぞれ単価が109%でしたが、販売実績では3%ダウンということになっています。ブロッコリーの単価は横ばいで、販売実績は4%ダウンとなりました。

消費者のところでは野菜が高騰していると言われていますが、農家の手取りは2年続けて減収となりました。減収の原因が円安・気象関係と、農家で手を尽くしてもどうにもならない原因となっています。特に、8月7日のゲリラ豪雨は、秋の販売数量を大幅に下げてしまいました。

設備投資についても、毎年トラクター等の買い替えがあるわけですがけれども、今年については、今のところまだゼロ件ということで、設備投資に対しても二の足を踏んでいるという結果であります。

令和7年度に向け、厳しい農業環境をご理解いただき、補助金等の支給検討をいただきたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） お答えいたします。

今年の農業を取り巻く環境は、燃料費や資材費などの経費の高騰に加え、6月3日の降ひょう、8月7日の豪雨、長引く猛暑、秋の長雨と、気候に大きく左右された1年でした。

このような状況の中、降ひょうの被害や猛暑により、植付けが遅れ、その後の長雨で農作物が腐ってしまい出荷ができないなど、生産現場では大変厳しい状況がありました。

J A佐久浅間の10月末までの野菜販売実績は、昨年と比較して、町内全体では3%増加しましたが、山本議員おっしゃるとおり、小沼地域においては4%の減少で、ブロッコリーやキャベツなど、主力となる農作物によって差が出る結果となり、一部の野菜生産農家は厳しい状況にあると考えられます。

ご質問の補助金交付については、運転資金の原資の補助は難しいと考えますが、町の制度で、御代田町農家経営支援特別資金利子補給金というものがあります。これは、収入が減少した農業者に対し、農業生産の立て直しに必要な資金を融資期間が低利融資をした場合、500万円を限度として、利率の0.75%以内で利子補給をするものです。

平成29年にこの制度を利用したケースがあり、そのときは、J A佐久浅間と利率の2分の1ずつを負担しました。また、6月の降ひょう被害時は、J A佐久浅間が肥料代などの支払い時期を先送りすることや、資金融資を無利子で実施したと聞いております。

ご質問にある手取り金額が減少した農家の方で、本制度の活用を希望する方がいらっしゃれば、融資機関であるJ A佐久浅間と融資の状況について協議しますので、担当までご相談いただければと思います。

9月定例会でも答弁しましたが、自然災害では、どこまでを被害対象とするかの基準の問題、廃棄だけでなく、被害があつて出荷した場合の正規価格と規格外との価格差分の問題など、被害状況の把握が困難であり、町独自の生産費への補填、補

助金の交付は難しいと考えています。

同様に、価格低迷での所得減少についても、今回のように、一部農作物の生産者の収入減少に対応するのかといった基準の問題や、対象者の把握は困難であり、補助金の交付は難しいと考えています。

そのため、国で運用している農業災害補償法に基づく、農業共済制度の農業経営収入保険への加入促進が必要と考えています。

近年は、台風の大型化や集中豪雨など、自然災害のリスクが高まっています。農業所得向上のためには、販路の確保や栽培技術の向上などが必要ですが、そうした農業者の努力も自然災害の前では力及ばない場合があります。農業経営収入保険は、こうしたリスクを回避する方法の一つになると考えられることから、N O S A I 長野と連携し、広報への掲載や農閑期の農業者が集まる機会などを利用して、加入促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○町長（小園拓志君） じゃあ、私から。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 運転資金としての補助金交付の考えにつきましては、産業経済課長が答弁したとおりでございます。そうは言っても、ここ数年続き、今後も発生が予測される災害時に、被災した農家の方に何か支援はできないものかと考えていたところ、川上村の関係者の方から、野菜安定化基金というものがあるよと、その規約の中に、天災等不時の災害及び村内一律廃棄に対して、生産費の一部を補填するという規約があるよというお話を聞く機会がございました。

早速、この基金について調査検討しました。川上村にお邪魔してお話を聞くなどのことをしましたけれども、川上村では、主に指定野菜の価格保障と転作奨励金の交付をしていて、これまで被災による補填の実績はないということでありました。

理由としましては、先ほどの産業経済課長の答弁とも重なりますけれども、被害状況の把握が難しく、廃棄だけでなく、被害に遭って出荷した場合の正規価格と規格外との価格差分の問題などがありまして、基準等を設けることが難しいためとの説明でありました。

こういったことではありましたけれども、今後も被災した農家の支援については、引き続き調査検討を進めたいと考えております。

災害時の支援については、財政面において、町単独で実施することはなかなか難しい状況がありますので、今年度の町村会の産業経済部会において、県に対し、被災した農家への支援について要望をしたところでございます。

国や県の支援に対しても、引き続き、要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） ここ数年、農業を取り巻く環境はますます厳しくなり、農業者個人では対策できることが少なくなり、廃業を早めているように思います。このような状況下で、農家支援を積極的に考え、国や県に支援の要望をしていただいたことは、農業者にとって大きな励みになります。ありがとうございました。今後も、引き続きお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

高齢者が在宅で安心して暮らすために、地域が担う役割についてお伺いします。

11月13日付の信濃毎日新聞に、2020年、75歳以上の単身世帯は6万1,000世帯でありました。2050年には、これが10万世帯になる見通しと発表していました。今後、ますます75歳以上の単身世帯が増加し、見守りや介護のニーズが高まる一方で、社会制度を支える現役世代は減り、介護等の担い手は不足していきます。頼みとなるのは地域のつながりだ、世代を問わず、住民が交流を深め、孤立や孤独に陥らせない環境づくりを進めるべきだ、という記事を読みました。御代田町でも同様に、高齢化が進み、支援の必要な在宅介護者は増加していくと思っております。

第3回定例議会で、訪問介護の具体的取組についてお聞きしました。高齢者のニーズに応じた支援・サービスは、昨年度に引き続き、県の移動サービス、派遣事業によるアドバイスを受けながら、生活支援コーディネーターを中心に充実を図る、ボランティアが安心して活動ができる補助の導入とか、人材確保のための養成講座に取り組んでいきたいと回答を頂きました。

馬瀬口区では、移送支援について5名のボランティアが資格を取り、サロンを中心に送迎を始めようと準備を進めています。始めるに当たって、運用のための規約

作成と、万が一のための保険に加入します。専用の保険でありますので、送迎時に係る保険です。ボランティア活動といえども費用がかかります。ボランティア活動が安心してできる補助金の導入を至急検討していただきたいと思います。

また、在宅支援の強化については、高齢者が安心して生活できるよう、本人の意向を把握して、一人一人状況に合った医療や介護の提供だけで補えない生活の困り事への支援をする、日常生活支援を目指して展開するとあります。

また、医療や介護サービスでは補えないごみ出し支援や移動手段の確保等、在宅生活における困り事に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業で、地域における支え合う仕組みづくりを推進されるよう、生活支援コーディネーターを中心に充実を図るとありますが、具体的に地域に提案する内容について考えていること、あるいは既に決定していることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

令和5年3月議会定例会におきまして、山本議員から高齢者の移送に関するといった趣旨で、また、令和6年9月に訪問介護を充実させるための具体的な取組についてというご質問を頂きまして、答弁の中で経過報告をさせていただきました。町では、これまで高齢者の移動支援の在り方について、地域支え合い推進会議を開催し、住民の方とともに意見を出し合いながら、継続的に検討を進めてまいりました。

その中で、移動支援が住民レベルで進まない理由について協議をしたところ、マイカーを使ったボランティア運送は、万が一事故があった場合、その対応はボランティア自身が加入をする自動車保険で補償するということが一般的であり、経済的な負担感につながっているということが分かりました。

国土交通省で推進をします、高齢者の移動手段の確保に関する検討会では、この課題に取り組み、損害保険会社から移動支援サービス専用自動車保険という、ボランティア自身が加入をしている自動車保険に優先して使用できる商品が販売されたという経過がございます。

少子高齢、人口減少に伴い、公共交通機関の撤退、運行頻度の減少、また、免許返納後の移動手段の確保といった課題が広く認識されており、高齢者をはじめ、買

い物や通院など、日常の移動に不自由を感じている方々がいらっしゃいます。

このような状況の中で、山本議員の地元である馬瀬口区では、自主的にサロン送迎を始めており、来年2月頃からは区がサービスを提供する事業者として、移動支援サービス専用自動車保険に加入されるというふうにお伺いをいたしました。

町では、この馬瀬口区をモデルケースとしまして、自家用車を用いた移動支援サービスに対して、無償運送で利用者に実費請求できるガソリン代ですとか、移動サービス等に係る保険料に相当する額に対しまして、補助を検討しているところがございます。

なお、本件につきましては、助け合いの実施主体である住民が活動内容を決め、町は住民の活動を側面的に支援する形で生まれたものでございます。この地域支え合い推進会議は、一般的には協議体というふうと呼ばれ、地域に支え合いの輪を広げていくために住民同士が話し合う場でございます。

今後も、地域の困り事について、町と住民と一緒に話し合い、地域づくりを支援してまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者のごみ出し支援につきましては、当町の場合ですが、地区によっては、ごみの集積所が1か所しかないというようなところがあり、車の運転ができないとごみを出すことが難しい方がいるという、そんな困り事がございます。

この問題を解消するため、町では、令和7年度から65歳以上の高齢者の方や障害者手帳を所持している方のうち、一定の要件を満たす方に対し、個別で安否確認を兼ねた家庭ごみの収集を有料で行う事業を開始する予定でございます。

これまで、自分でごみの集積所までごみ出しに行けないけれども、どうしたらよいかというような相談があった際には、区ですとか地域の方にご協力をいただき、対応してまいりました。今後も、そのような対応を最優先にし、その補完として、町が直接支援する方法でごみ出し支援事業を開始する予定でございます。

住民の皆様におかれましては、事業の趣旨をご理解の上、制度をご利用いただき、高齢者の皆様の在宅生活の維持につながる一つになればと思う所存でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 将来的には、一人暮らしの人口はますます増え、在宅での介護対象者の人数も増えていき、逆に介護者が足りなくなることが予測されます。移動

支援サービスをはじめ、地域に根差した支え合いの輪を広げ、在宅生活を安心して過ごせるような地域社会の構築が必要と思います。

以上で、通告番号6番、議席番号1番、山本今朝和の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告6番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時34分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告7番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（10番 池田るみ君 登壇）

○10番（池田るみ君） 通告番号7番、議席番号10番、池田るみです。早速ですが、1件目のヤングケアラー支援についての質問に入ります。

ヤングケアラーとは、家族の世話や介護の手伝いの範囲を超え、多くの時間を家族のために使っている状態の子どもや若者のことで、家族の世話や介護でしんどい思いをしていて、勉強に励む時間や部活動に打ち込む時間や友達と過ごす時間など、子どもとしての時間を割き、家族のサポートをしていることをいいます。

本年6月施行の改正子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーを家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者と定義し、国や自治体の支援対象として明記されました。

令和4年3月定例会の一般質問で、町内の小中学校でのヤングケアラーの実態調査について質問をしたところ、令和4年度中に、県及び国が小中学校に調査を行うことになっているので、それらの抽出を待ちたいと考えている。この調査は非常にデリケートな部分を含んでいるので、全県あるいは全国統一の調査のほうをしっかりと待ちたいと考えているという答弁でありました。

令和4年度に、長野県が児童生徒の状況を把握し、ヤングケアラーの早期発見と支援策を検討するために実施したヤングケアラー実態調査の結果は、長野県のホームページに掲載されており、県全体の状況は確認できましたが、市町村別集計は掲

載がありませんでした。

そこでお聞きします。この実態調査を受けて、御代田町の小中学生の実態はどうであったのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

長野県では、県内の児童生徒における家族の世話の状況や、それに伴う日常生活への支障、支援のニーズ等を把握し、ヤングケアラーの早期発見と支援策の検討を行うための資料とすることを目的として、令和4年度にヤングケアラー実態調査を実施しました。対象は、県内全小学5・6年生、全中学生、大学生、短期大学生となっております。この実態調査で把握できた町の状況について、幾つかですが、抽出してお答えをいたします。

まず、回答者数ですが、小学生が252人、中学生が273人でした。

まず、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいるか」という問いでは、「いる」と答えた小学生が38名（15.1%）、中学生が6名（2.2%）でした。県全体では小学生が11.6%、中学生が6.3%ですので、小学生で3.5ポイント上回っている状況でございました。

そのうち、「お世話の頻度は」という問いでは、「ほぼ毎日」と答えた小学生が19名、そのうちの50%ですね、中学生が2名（33.3%）、「週に3日～5日」と答えた小学生が5名（13.2%）、こちら中学生はおらず、「週に1日～2日」と答えた小学生が5名（13.2%）、中学生が1名（16.7%）でした。

次に、「世話をしているために、やりたいけれどできないこと」ということで、複数回答でございしますが、こういった問いでは、「宿題など勉強する時間がない」と答えた小学生が3名（7.9%）、中学生が1名（16.7%）、「睡眠が十分に取れない」と答えた小学生はおらず、中学生が2名（33.3%）、「自分の時間が取れない」と答えた小学生、こちら3名で7.9%、中学生はいませんでした。

次に、「世話についての相談相手」という問い、こちらも複数回答になりますけれども、「家族」と答えた小学生が3名（60%）、「友達」と答えた小学生が2名（40%）で、中学生については回答がございませんでした。

「学校や周りの大人にしてもらいたいことは」という問いでは、「特にない」と

答えた小学生が19名（50％）で、中学生が4名（66.7％）、こちらが最も多く、「話を聞いてほしい」と答えた小学生が5名（13.2％）、「勉強を教えしてほしい」と答えた小学生が4名（10.5％）でした。

「ヤングケアラーの認知度」という問いでは、「お世話をしている家族がいる」と答えた小学生のうち25名（65.8％）が「聞いたことはない」と回答し、6名（15.8％）が「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答しました。中学生につきましては、全員を対象に質問したところ、123名（45.1％）が「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答し最も多く、「聞いたことはない」と回答したのは73名（26.7％）でした。

実態調査の結果からですけれども、ヤングケアラーである児童生徒、これは一定数いるということが把握できたと思います。

この調査は無記名のため、個人の特特定はできませんが、毎月開催しております3校校長会におきまして、ヤングケアラーが疑われる児童生徒につきましては、学校でも把握しており、情報を共有するとともに、支援につながるように対応をしているところでございます。

これからにつきましても、ヤングケアラーの早期発見に努め、関係部署と連携し、適切な支援につなげていけるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 県の調査は無記名で行われ、個人の特特定はできないということでありました。また、町内でもヤングケアラーが一定数いることが分かったということでありました。

国は、ヤングケアラーの新たな支援の取組として、自治体ごとに役割を明確化しました。具体的には、市町村が実態調査を行い、こども家庭センターから学校などの関係機関を通して、ケアラー自身に気づきを与え、家族の世話を外部サポートに代替するなど、切れ目のない支援につないでいくとしています。

令和6年度から令和10年度までの第1次御代田町福祉計画の中の、町民の生活を包括的に支えるまちづくりに、子育て支援の充実とあります。その推進施策の中に、ヤングケアラーについて、町内における実態把握と具体的な支援策の検討を図りますとありますが、アンケート調査など、実態把握の考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

様々な事情を抱えているヤングケアラーと、その家族を支援するためには、抱えている問題ですとか、課題が複雑化する前に、必要な支援を早期かつ円滑につなげていくことが重要だと、そんなふうに考えております。

また、日常的に過剰な家族のお世話をしている子どもについては、自分自身がヤングケアラーであるという、そういった自覚がないというような場合も考えられます。家庭や子どもたちが困難を抱え込まないようにするために、どのような支援が必要であるか、その状況を把握し検討するために、12月2日、おとといから来年の令和7年1月6日を実施期間として、町内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象としました、毎日の生活についてのアンケートを実施しているところでございます。

この調査の中で、子ども自身が相談を希望する場合には、個別に学校と連携をして相談対応をし、速やかに必要な支援につなげていくとともに、ヤングケアラー自身が日々の生活を振り返り、家族のことや毎日の生活で困ったこと、悩んでいることがあれば、周囲の大人に相談してもいいんだということを知ってもらえるよう、教育委員会と連名でアンケートを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 厚生労働省は、ヤングケアラー支援体制強化実施要綱を定め、令和4年4月1日から適応し、その後、二度にわたり改正が行われ、令和6年3月29日付で、本事業の適正かつ円滑な実施をきされるよう、市町村にこども家庭局長から通知が出され、技術的な助言をされております。実態調査、把握については、子どもに近い立場で、具体的な支援につなげるためには、市町村においては、記名式等の個人を特定できるような方法によることが望ましいとしておりますが、アンケート調査、12月2日より始まっているということではありますが、記名式で行われているかなど、また内容についてお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

アンケートは、児童または生徒の皆さんご自身にお答えをいただき、任意の記名式でございます。回答することに抵抗が生じないように、個別の相談を希望する児童生徒のみ記名式で回答してもらうということとしております。

実施方法につきましては、オンライン上のアンケートフォームからの回答で、質問は25項目となります。学校や家庭での生活の中で抱える悩み事や困り事などをお聞きするため、普段の学校生活の状況、悩み事やその内容、お世話をしている家族の有無、またその頻度、相談相手などについてお答えをいただいておりますが、答えたくないですとか、または答えにくい質問については、お答えをいただかなくても構わないということとさせていただきます。

また、このアンケートには、ヤングケアラーとはどういうことなのか、気づきを持っていただけるように、動画やリンクも紹介をしているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） では、次のこども家庭センターの設置についての質問になりますが、こちらについては、昨日の中山温夫議員の質問で、令和7年4月の設置に向けて進んでいることが分かりましたので、答弁のほうは、設置についてはいただかなくても大丈夫でございます。

そのこども家庭センターは、ヤングケアラーの支援強化のための関係機関との連携として、ヤングケアラーの把握のステージにおいて、学校との連携を図り、把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント、支援方針の決定や支援方針に基づくサービスの実施、フォローアップのステージにおいては、介護、障害等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーである子どもの立場に立った関係機関の調整、継続的なマネジメントの実施等を行っていくことが期待されております。

こども家庭センター設置となった場合には、ヤングケアラーの相談窓口となり、支援を行っていくこととなるのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

昨日の中山議員への答弁にもございましたが、こども家庭センターにつきましては、令和7年4月設置に向け、検討を進めているというところでございます。

このヤングケアラーの問題につきましても、ヤングケアラーのいち早い発見と、その実態把握における学校及び教育委員会との情報共有・連携を図り、子どもが子どもらしい生活を送れるよう支援をしていかなければなりません。

ご家庭の事情によっては、介護や看病が必要な家族を抱えながら、あるいは保護者の方ご自身が病気や障害を抱えながら子育てをしている方もいらっしゃると思います。介護や看病、健康面のケアは簡単なことではなく、状況によっては子どもに手伝ってもらうことがあるかもしれません。そのようなことから、子どもへの支援はもとより、対象となる家庭全体への支援と捉えて対応できる体制としてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） では次に、ヤングケアラーコーディネーターの質問に入らせていただきます。

ヤングケアラーコーディネーターとは、本来であれば、大人が担うべき役割の家事や家族の世話など、日常的に負担をしている児童生徒の早期発見と適切な支援につないでいく、そういった役割を持つ専門職となります。

長野県では、長野県社会福祉協議会に委託をして、ヤングケアラーコーディネーターを2名配置しております。また、県内の市町村においても、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、支援をしている自治体もあります。

厚生労働省は、ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱に、ヤングケアラーコーディネーターの配置については、市区町村はこども家庭センターへの配置を中心として、その他、教育部局等の関係機関との連携に適した場所に、ヤングケアラーコーディネーターを配置することとしています。

令和4年3月定例会の一般質問でも、ヤングケアラーコーディネーターの配置について質問をいたしました。そのときの答弁は、実態調査・把握が進まないことには、その必要性の検討には至らないかと思っております。令和4年度行われます調査等、その結果を踏まえた上、検討してまいりたいと考えているということでしたが、その後、検討はされたのでしょうか。また、現在はヤングケアラーコーディネーター

の配置について、どのように考えられているのかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

令和4年3月定例会で、池田議員からいただきました一般質問の答弁で、令和4年度に県で実施した実態調査を受け、検討してまいりたいと、そういう答弁をさせていただいておりますが、県の調査だけをもって具体的な検討が進まず、現時点では、ヤングケアラーコーディネーターの設置には至っていないという状況でございます。

県内でヤングケアラーコーディネーターを配置している自治体は、10月30日現在で6自治体となっております。参考に申し上げますと、長野市、伊那市、飯田市、松本市、千曲市、木島平村という6自治体でございます。

先ほど答弁をさせていただいたアンケート調査では、任意の記名式で実施しておりますが、児童生徒が相談を希望する場合は、相談内容に応じた部署の町職員が学校を通じて個別に面談をすることも考えております。

ヤングケアラーの多くは、幼い頃から家族の介護などをしていて、このような生活が当たり前として、本来子どもが担うことではないと認識できていない子どももおおと思います。アンケートでは、見えなかったそれぞれの状況を深く把握し、よりよい支援につなげられる取組にまいりたいというふうに考えております。

ヤングケアラーとその家族を支援するためには、周囲が早期に発見し、必要な支援に円滑につなげていくことが重要だというふうに考えております。家族が抱えている課題は、健康面での不安や障害、介護、経済的な問題やひきこもり、家族間の人間関係の問題、外国籍の家族など、種々様々なケースが存在すると想定されます。

これらの課題を横断的に子どもや家族に寄り添いながら支援をしていくためには、ヤングケアラーコーディネーターの設置も重要と考えており、先ほどお答えしました、町内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象とした毎日の生活についてのアンケートの結果も踏まえ、こども家庭センターの設置ですとか、運営状況とあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 令和5年6月22日、長野県社会福祉協議会に、ヤングケアラーに関する相談窓口が開設され、ヤングケアラーコーディネーターが相談に対応しています。

平日の午前8時半から午後5時まで、電話や対面のほか、ウェブでは24時間受け付けていて、匿名でも相談ができます。県社協へ、町内の児童や生徒が相談をした場合の連携は必要と考えますが、県社協との連携はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

県社協にかかわらず、現在も教育委員会や東信教育事務所をはじめとする教育機関、町民課、社会福祉協議会、また、児童相談所と連携をし、家庭の状況に応じた支援を行っておるところでございます。

ヤングケアラーとその家族に限らず、課題を抱えている方の多くは、既存の制度や枠組みだけでは十分な支援が行き届かないというような場合もあるかと思えます。多くの相談窓口が設置されたとしても、情報共有等が円滑になされなければ、それぞれの機関、また町単独では、町民の方の全ての生活課題を解決していくことはできません。県社協のみならず、それぞれの機関との連携強化を図り、包括的な支援を切れ目なく提供できるよう、広域な取組として、協力体制や連携を図ってまいると、そのように努めてまいります。

重ねてにはなりますが、ヤングケアラーとは、家族の介護や普段の生活の世話を過度に行っている子どもや若者のことをいいます。家族のお世話をすることで、子ども自身の遊びや勉強、部活動の時間がなくなったり、子どもの体や心の健康が悪くなる場合は、過度に家族のお世話をしているというふうに言えると思います。お手伝いが過度のお世話にならないよう、子どもらしく生活できる支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 各機関との連携強化、そしてまた、町内の小中学生へのアンケート調査が行われていること、また、こども家庭センターの設置などによりまし

て、ヤングケアラーへの支援体制がさらに進んでいくことに期待をいたしまして、1件目の質問を終わらせていただきます。

次に、2件目の地域猫活動支援についての質問に入らせていただきます。

地域猫活動とは、地域住民が主体となって飼い主のいない猫に対する餌やりやトイレの設置など、衛生的な管理のルールを定め、実施するとともに、これらの猫の不妊去勢手術措置を行い、不要な繁殖を防いで猫の命を全うさせる活動です。野良猫の寿命は3、4年程度とされており、活動を少なくとも3年間継続することで、野良猫の数と生活環境への被害を減らすことができると言われております。

当町では、飼い主のいない猫による被害や迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を守るとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発するため、町内に生息する飼い主のいない猫へ不妊去勢手術に係る費用の一部を補助する、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付事業を令和5年度より実施しています。

町内に居住する個人または町内で活動する団体を対象に、補助額は手術に要した費用の2分の1で、不妊手術では上限額が1万円、去勢手術では上限額が5,000円となっております。

また、年度途中で申請額が予算額に達した場合は受付が終了となることから、事前に予算残額の確認のため、町民課環境衛生係に補助金を利用する旨を連絡することとなっております。

令和5年度の決算額は36万9,600円で、手術件数は、不妊手術は40件、去勢手術は30件の合計70件に対し補助金を交付しております。令和6年度の予算額は30万円ですが、現在の補助金の利用状況はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

令和6年度の利用状況は、11月20日時点で、雄13匹、雌25匹、合計38匹の申請があり、20万8,700円を交付いたしました。予算執行率は69%になります。

申請者の内訳としては、個人の申請が7名10件で8万7,650円、ボランティア団体の申請が2団体28件で12万1,050円の交付となっております。

不妊去勢手術にかかった実費の2分の1補助事業であり、雄1匹5,000円、雌1匹1万円の上限設定があるため、実費の半額または上限を超える場合は、半額以上を個人、ボランティア団体に自己負担していただいている状況です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 11月20日現在の交付状況では、まだ予算が残っているようですが、ボランティアの方がいる区内で地域猫を集めて手術を行う計画をしておりますが、環境衛生係に補助金を利用したい旨をお伝えしたところ、今年度の予算はいっぱいになりそうなことから利用は難しいということで、来年度4月以降に計画を変更するとお聞きいたしました。

これから春の繁殖期に向けて不妊去勢手術を行うためには、全てが個人負担になってしまうということになると、手術は進まず、手術を考えている方も4月まで待つということになると思います。本当は繁殖期前のこの時期に手術を行うことが、猫が増えることを抑えることにつながっていくのですが、補正予算を組むということとは難しいのではないかと考えます。

町民の方に、この助成制度が浸透してきていることから、今後は利用も増えていくことが考えられ、来年度の予算は今年度の30万円ではすぐに終わってしまうのではないのでしょうか。来年度の予算を増額する考えはありますでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

令和6年度の利用状況から、令和7年度の当初予算には前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 令和5年度の地区別利用状況を見てみますと、塩野区が41件と多くなっていますが、多くなった理由は、3月にボランティアさんによる活動で、塩野地区コミュニティセンターをお借りして行われた不妊去勢手術によるものです。

私は、その手術現場に行かせていただきました。多くの地域猫が、ボランティアの皆さんが前日仕掛けた捕獲器に捕獲され、運び込まれ、次々と手術が施されてい

き、その手術数の多さに驚きました。そして、ボランティアの皆さんから活動状況などをお聞きすると、補助金があることはとてもありがたいのですが、地域猫は餌を1軒のお宅ではなく、何軒からのお宅からももらっていることから、手術に関わる費用の2分の1の補助金分を除く、残りの個人負担分を誰が負担するのかもめてしまうこともあることや、捕獲器を保健所に借りに行かなければならないこと、猫の尿などで借りた場所を汚さないように多くのペットシートが必要なことなどお聞きし、実働部隊のボランティアの皆さんの活動には、精神的な負担や金銭的負担も多くあることがうかがえました。

そこで、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付事業の課題を、町ではどのように捉えられているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

飼い主のいない猫による家屋や敷地内への侵入、ふん・尿などの迷惑行為をできるだけ減らし、地域の生活環境被害を軽減していくためには、飼い主のいない猫を今以上に増やさないほか、家猫であっても予定外の繁殖による望まない命をつくらないための取組も必要と考えます。

猫の数が減れば、猫による迷惑行為も減少すると言われていたことから、飼い主のいない猫に限らず、家猫においても繁殖を予定しない場合は、不妊去勢手術が望ましいと考えます。

当町の飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付事業は、飼い主のいない猫が対象で、補助率が実費の2分の1、上限が雄1匹当たり5,000円、雌が1匹当たり1万円であることから、地域の生活環境の改善のために私費を投じて地域猫活動に取り組んでいただいている方々の負担は大きいと認識しています。また、家猫で予定外の繁殖により望まない命をつくらないためにも、家猫に対する補助も必要と考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 近隣市町の飼い主のいない猫の不妊去勢手術の補助金に関する要綱を見てもみますと、佐久市は、猫繁殖制限手術費補助金として、飼い猫と飼い主

のいない猫の手術費用に補助をされていて、飼い主のいない猫では、不妊手術は1匹につき8,000円、去勢手術では1匹につき5,000円と上限額はありますが、2分の1というような補助率はありません。

立科町も、猫繁殖制限手術費補助金として、飼い猫と飼い主のいない猫の手術費用に補助をされていて、飼い主のいない猫では、不妊手術は1匹につき8,000円、去勢手術では1匹につき5,000円と、上限額はありますが、2分の1という補助率はありません。

また、小諸市では、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金として、令和元年12月1日から事業が始まり、不妊手術は1匹につき5,000円、去勢手術は1匹につき3,000円で、手術費用の2分の1の補助率がありましたが、その後、令和2年10月に要綱が改正され、さらなる活動推進のため、補助金上限額を引き上げ、不妊手術は1匹につき1万円、去勢手術は1匹につき6,000円となり、2分の1という補助率もなくなりました。

小諸市の担当職員の方より、改正前と後の補助金の交付件数をお聞きしたところ、令和2年度は170件でしたが、年々増加をし、令和5年度は309件と2倍となっているそうです。

また、事業が始まって5年ほど経過することから、効果を伺ったところ、地域猫の数の把握はできていないことから、はっきりとは分からないけれども、ロードキル、道路上での動物の死亡事故は以前より大きく減っていることから、効果が出ているのではないかと考えられると言われていました。

このように、近隣の佐久市、小諸市、立科町では、上限額はありますが、補助率はありません。御代田町でも、地域猫活動のさらなる推進へ補助率などの見直しの考えがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（萩原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

今後は、本事業を活用いただいている住民やボランティアの方から意見を伺い、飼い主のいない猫や望まない命をつくらないために、本事業の制度を見直してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 住民やボランティアの皆さんと意見交換をして考えていくということでした。ぜひ、ボランティアの皆さんや住民の皆さんから声を直接聞いていただき、補助率など見直され、地域猫活動が進んでいくことを願います。

町内には、飼い主のいない猫による環境被害に困られている方がいらっしゃる的同时に、町民の方の中には、猫がおかれている状況に心を痛めている方も多いのではないでしょうか。

猫にとって外の環境は過酷です。天候や飢え、交通事故などといった様々な環境を生き抜かなければなりません。猫による環境被害の解決、寿命を全うできずに亡くなることのないよう、適正な管理の下、猫と人とが安心して共生できる環境を整える活動の一つが地域猫活動です。

野良猫の問題を解決するには、地域の猫を助けたい方と猫に困っている方とが互いに餌やり以外の管理もする、排除せず見守るといった歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められます。

地域住民の合意の下、その地域で活動を行おうとする住民が主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫に一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から野良猫を減らしていく環境美化のための取組です。

この地域猫活動を知っている方も少しずつ増えているように感じますが、まだまだ理解が進んでいないと思います。地域猫活動の認知度向上や理解促進への啓発についてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

地域猫活動の啓発活動について、令和6年度は6月に町ホームページの更新を実施し、広報やまゆり8月号に記事を掲載いたしました。今後も、広報やSNS、ホームページで飼い主のいない猫を増やさない、望まない命をつくらない、ふん・尿等の猫トラブルを解決するための取組等、地域猫活動を周知していくとともに、地域猫活動について多くの方に知ってもらう機会として、講演会の開催などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 講演会も検討していかれるということでありました。

長野県政出前講座では、佐久保健所から職員の方を講師として迎え、猫問題に関する講演をしていただくことができますので、県政出前講座を利用させていただくのもよいのではないかと考えます。

地域猫活動の理解が広がり、飼い主のいない猫の命が尊重され、一代限りの命を全うし、不幸な命を生ませないことにより、猫の苦手な人も好きな人も理解し合える住みやすい地域となっていくことを願いまして、2件目の質問を終わりといたします。

次に、3件目の自転車の安全利用についての質問に入ります。

自転車は5歳ぐらいから乗り始め、小学校から高校生までは主な移動手段として子どもが多く利用するため、歩行者と同じ扱いと勘違いされている方もいますが、車とバイクと同じ扱いとなるため、道路交通法では軽車両と位置づけられています。

警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなられた方の8割、けがをした方の7割が何らかのルール違反をしていたことが分かっております。自転車を運転することは、車とバイクと同じように大きな責任と危険が伴うことを理解し、歩行者などが死亡やけがをしないように、交通ルールを遵守する必要があります。

11月1日から、改正道路交通法が一部施行となり、スマートフォン・携帯電話を使用しながら自転車を運転する、ながら運転の罰則が強化され、酒気帯び運転についても罰則が新設されました。

ながら運転は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止され、違反をした場合の罰則は5万円以下の罰金でしたが、改正法で禁止事項として明記し、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金となりました。事故を起こした場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金とさらに重くなっております。

また、酒気帯び運転は、これまでも禁止事項でしたが、罰則の対象外でした。改正法では、新たに3年以下の懲役または50万円以下の罰金を課すとしたほか、自転車やお酒の提供なども罰則の対象となりました。

警察庁によると、ながら運転の事故数は、携帯電話の普及によって近年急増しています。酒気帯び運転は、事故率が飲酒なしと比べ1.9倍高くなっております。

いずれも危険な運転であり、重大事故に直結すると認識すべきです。

罰則の強化で、危険運転を減らしていくのと同時に重要なのは安全意識を高める取組です。町では、町民の皆さんへの周知について、どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

池田議員の質問にありましたとおり、11月1日より施行された改正道路交通法では、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること、また、自転車を酒気帯び状態で運転したことに伴う交通事故が発生し、結果として死亡や重傷事故につながる場合があることから、こうした交通事故を未然に抑止するため、自転車についても、道路交通法の罰則が適用されることとなったと認識をしているところでございます。

現在、スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為や、画面を注視する行為が新たに禁止され、危険運転の罰則が強化となったことに伴い、警察は様々な啓発や周知を実施しておりますが、現時点で、町として、広報や周知はできていないのが現状でございます。

今後、町民の皆さんの目に留まりやすいよう、広報やまゆりへ掲載やメール配信などにより、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 今回のながらスマホの厳罰化では、罰則となるのは刑事責任能力が問われる14歳以上で、中学生も対象となっております。中学校では、自転車の安全利用について、交通安全教室などで行われていると思いますが、ながらスマホ罰則強化についての周知はされているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

法の一部施行を受けてということではなく、中学校では、以前から日常的にスマホの取扱いについて指導をしており、当然、ながらスマホについても注意喚起をし

ているところでございます。そういったものを引き続き指導してまいりますし、その際に、法改正についてもあわせて周知をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 町では、自転車を利用する方のヘルメット着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車ヘルメットの購入に係る費用に対し補助金を交付する、御代田町自転車ヘルメット購入費補助金交付事業を、令和6年1月1日より施行しています。

補助金の交付の対象となる経費は、令和5年4月1日以降における自転車用ヘルメットの購入に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の2分の1で4,000円を限度としております。

令和5年度は、13万4,000円の予算に対し7万3,400円の補助金を交付しております。そして、令和6年度の当社予算は22万2,000円となっておりますが、現在の交付状況はどのようになっているのでしょうか。

また、この事業の要綱では、令和7年3月31日までとなっており、令和6年度で事業が終了となります。道路改正法の一部改正で、町内で自転車に乗っている方のヘルメットの着用は増えてきているように思います。

また、自転車のヘルメットの着用は努力義務ではありますが、重大事故を未然に防ぐという安全面からは、着用がさらに進んでいくことが必要であると考えます。

令和7年度以降の事業継続の考えもお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町の自転車用ヘルメット購入補助金交付事業につきましては、議員おっしゃるとおり、令和5年度から開始をしまして、長野県の補助金を活用しながら事業を実施してきております。

本事業の実施期間につきましては、令和6年度末である令和7年3月31日までの時限的な補助事業としております。

現時点における交付実績でございますが、令和5年度中申請件数は24件で、町から総額7万3,400円補助金を交付いたしました。うち、県の補助金の対象者

となる16歳から18歳と、65歳以上の件数につきましては9件で、補助金の交付額は9,000円となっております。

続きまして、令和6年度でございます。10月末時点で申請件数34件で、町から総額10万2,300円の補助金を交付したところでございます。うち、県の補助金の対象者は10件、1万円となっております。

本事業の来年度以降の事業継続はということでございますが、令和7年度以降、県の補助金の継続状況について、長野県くらし安全・消費生活課へ確認しましたところ、令和5年4月の改正道路交通法の努力義務化に伴うヘルメット着用促進のための補助金であるため、補助事業は実施しないとの回答がありました。

町が実施するヘルメット購入費補助金交付事業につきましては、長野県の補助金を活用した補助金交付事業となっていることから、県の補助が終了した後、一般財源へ置き換え、町単独事業で実施する予定は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 7年度以降の事業継続は考えていないということではありますが、6年度の利用状況を見ますと、まだ予算は残っているように思います。34件で10万2,300円ということでしたので、半分ぐらい残っている状況であります。

この補助金は始まってから間もなく1年ということ、また終了までは1年3か月と、大変に短期間の補助金制度であります。町民の方は来年3月31日に終了になることを知らない方も多いのではないでしょうか。補助金の制度があるうちにしっかり利用していただけるよう、周知が来年3月31日で、来年というか、そうですね、6年度で終了、来年の3月31日で終了となることを周知する必要があると思いますけれども、その辺の考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、令和7年、来年の3月31日までの事業であることから、申請漏れがないよう、住民の皆様へ広報やまゆりやメール配信などで周知をしていく予定としております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 本当、終了まで残り4か月を切っておりますので、早い周知が必要と考えます。

最後となりますが、自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るため、自転車を運転する際は、基本ルールを守り、安全利用に心がけていただくことを願いまして、私の一般質問の全てを終わりにいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告7番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時22分）

（休 憩）

（午後 2時34分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告8番、内堀喜代志議員の質問を許可します。

内堀喜代志議員。

（13番 内堀喜代志君 登壇）

○13番（内堀喜代志君） 通告番号8番、議席番号13番、内堀喜代志です。一般質問2日目の最後となりお疲れのところではありますが、元気よく質問しますのでしばらくお付き合いください。

それでは、一般質問の本題に入ります。

1件目は、旧庁舎跡地の開発及び駅周辺の整備とその財源の見通しについてであります。

旧庁舎跡地も含めて、その周辺は民間事業者による宅地開発に進むことは周知のことと考えます。民間事業者の宅地開発の今後の予定をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

旧役場庁舎に関連します東原西軽井沢線をあわせてお答えさせていただきます。

東原西軽井沢線の整備につきましては、現在、税務署と、収用法の規定に基づく事前協議が完了しておりまして、用地交渉を進めているところでございます。

続いて、旧役場庁舎跡地の開発事業につきましては、内堀綾子議員の一般質問への答弁と重複する部分もございますけれども、現在、御代田町環境保全条例の規定に基づく開発行為届出及び土地計画法第32条の規定に基づく公共施設の管理及び土地の帰属に関する協議を関係部署と事業者で行っているところでございます。

この協議が整い次第、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請書を長野県に進達し、県の開発許可にあわせて町の開発行為届出に関する不勧告通知を発出いたします。その後、工事着手となる予定でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 次に、旧庁舎跡地の宅地開発の近くに位置する駅周辺の整備の進捗と今後の計画をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

町では、駅前活性化に向けた長期的なビジョンとして、国の補助制度を活用した駅舎の改修や建て替え、エレベーター設置、駅北口駅前ロータリーなど、周辺整備を含めた一体的な再整備を検討するため、昨年度から駅周辺整備検討業務を実施しています。

本事業の実施により、現状の駅周辺の課題を整備し、人口や駅の乗降客数など、将来予測を踏まえ、今後必要となる事業規模を算定することとしています。

令和5年度においては、駅周辺の状況、利用実態等の基礎調査をコンサルに委託し、一体的な再整備の事業化について協議・調整を図るための基礎資料の作成を行いました。今年度は基礎資料を基に、しなの鉄道と相談・協議を行うとともに、町民の方がより利用しやすい駅を目指すことを目的に、町民参加型ワークショップを実施しました。

現在は、しなの鉄道との協議、それからワークショップの意見も踏まえ、基礎資料の深度化を行っております。

次年度以降の計画概要につきましては、令和7年度、8年度に役場内部での調整、しなの鉄道を含めた関係機関との協議、北口や駐車場用地等の調査、交渉を行い、実現可能な案に絞り込みを行ってまいります。

また、協議動向を踏まえながら事業化に向けた整備ビジョンを策定し、都市構造再編集中支援事業、国庫補助申請に向けた事業計画を固めていきたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 現時点で駅周辺整備の構想は行政のみで進めていますが、地方公共団体が所有する土地や施設の活用方法について、民間の事業者から広くアイデアや意見を聞くサウンディング型市場調査を導入するか、お考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

駅周辺整備においては、駅舎の改修や建て替え、エレベーター設置、北口駅前ロータリーなど、一体的な再整備の検討が必要となります。これらの検討を行う上で、より多くのアイデアを募ることも重要であると考えております。

現在、令和7年度に民間事業者からアイデアを募るサウンディングについて検討をしております。サウンディングの実施により、民間事業者から多様な意見や提案を得ることにより、創造的な活用方法など新たな発見につながると考えております。また、公募条件を柔軟に設定することにより、民間事業者の参入意欲を少しでも高めることができると考えています。

その反面、民間事業者から得られる情報が実行可能な提案に必ずしも結びつくとは限りません。そのため、事例研究、公募条件の選定方法、周知方法など必要な知識をさらに研究し、令和7年度にサウンディングが実施できるよう準備を進めていきたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 駅周辺の整備は多額の財源が必要です。財源の手だての見通しをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） それでは、財源についてお答えいたします。

現在、町では、東原西軽井沢線を中心に道路整備事業を実施していますが、道路整備に当たっては、国土交通省の補助事業である都市構造再編集中支援事業を活用

しております。

本事業は、長期振興計画、それから都市計画マスタープランを上位計画とした都市再生整備計画に基づき、令和5年度から令和9年度までの5か年の事業計画となっております。駅周辺整備については、都市構造再編集中支援事業の次期計画である令和10年度から令和14年度までの5か年で国庫補助を活用した事業実施を予定しております。

また、駅舎については、しなの鉄道との調整協議が欠かせないため、現状では未確定ではありますが、駅舎の新築・改築に関する補助事業として社会資本整備総合交付金、それから鉄道駅総合改善事業、これらを活用することを想定しております。

そのほか、補助対象外の経費につきましては、交付税措置のある起債等を活用し、町に有利な財源の確保を目指していきたいと、このように考えております。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） インフラ整備には多額の費用が必要となります。国庫補助など有利な財源を見つけながら、少し長い目で進めていかないと町の財政状況の悪化の原因になりますので、その辺は注意して進めることが肝要かと思えます。

それでは、2点目の質問に入ります。

小園町政2期目の中間を迎えようとしています。2期目の公約の実現と積み残しの課題と、令和7年度の施策はいかが考えるか、通告書（1）、（2）をまとめてお聞きします。時間は十分ありますので、ゆっくりお答えください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 公約実現の実績と積み残しの課題、また、令和7年度の施策はということで、ゆっくりお答えしようと思えます。

まず、今年の町長選挙におきまして、町民の皆様には、「50のこれから」という名称で公約集をお示ししていたところでもあります。この進捗状況を役場としてまとめておりますので、どのぐらいの達成度か、ご報告したいと思えます。

係の方でちょっとまとめていただいて、このぐらい完了していますよということなんですけど、ちょっと私と見解が違う部分が幾つかあって、私の見解でいきます。少し私が厳し目に見て、まだ達成できていないというふうに落としているものが幾つかありますので、その結果を、私がこう思っているということに直したものを

示ししたいと思います。

まず、既に達成されたものでありますけれども、50項目中20項目と考えております。また、実施計画に計上してあったり、既に着手し実行中のものが24項目ございます。ということは、残り6項目になりますけれども、この残り6項目については今後の課題として、さらなる検討を重ねて実施に向かっていきたいと考えているところでございます。

まず、達成済みの20項目についてお知らせします。

町民の負担減の分野では、3件であります。1番、国保税のさらなる引下げの検討は、検討しました。その上で、実際に引下げまでこぎつけたというところであります。

資産割は、その前に廃止しておりましたけれども、残りの均等割、平等割、所得割の3つに関しても、引下げを実際にすることができました。

2番、事業者、農業者向けの物価高騰対策は、給付金事業を展開いたしました。

3番、児童手当の所得制限独自撤廃の検討も、所得制限以上のご家庭を含める全てのお子さんが受け取れるように、独自の手当給付をさせていただくということで改善しました。ちなみに、最近ですが、国が所得制限を撤廃しましたので、この時点で町の独自の手当は終了したこととなります。

消防・防災、地域の分野では3件であります。

4番、消防団員の出動手当増額は、1日1,000円だった手当を最大1日8,000円としました。

5番、防犯灯の新設予算を増額は、子どもたちの帰宅時の安全性を高めるために実行しました。これからも予算をかけてまいります。

6番、地域猫の避妊・去勢手術への補助金検討は、これも検討と書いてありますが、検討の上で、実際に費用の半額を補助するように制度を新設したところでございます。

役場分野では1件でありまして、8番、役場主催の地域懇談会を開催は、昨年秋から各種団体との懇談を重ねてきたところでありまして、要望を酌み取ってまいりました。今後は、区ごとの開催等を進めてまいりたいと考えているところであります。

財政ふるさと納税で2件ございます。10番、高齢者生活応援券配付を継続は、

地域福祉基金の積み増しをしております、20年を目標ですが、現在、最低10年間の継続が可能であろうという状況まで来ております。

似ている話ですが、11番、小中学校の給食費無償継続も、基金を積み増ししております、最低10年の継続が可能な状況であります。

建設、土木、公園は、3件です。23番、国道・県道の歩道未整備区間整備働きかけ強化は、国土交通省や県の佐久建設事務所に対し、早期整備に向け働きかけをしているところであります。

24番、町道通学路への歩道整備、グリーンベルト設置の拡充は、随所で展開しているところであります。一例として、現在、国庫補助にて取り組んでいる町道谷地沢大塚線、これは南小と中学校の間に東西に走る道路でありますけれども、今年度、西半分の整備をスタートさせまして、来年度、国費がしっかりつくことが前提となりますけれども、ついたところで東半分の整備としてまいります。

27番、御代田駅の北口エレベーター設置、駅舎の充実を検討は、ひとまず昨年、駅舎の改修を行い、明るい雰囲気と利便性の高い待合室としました。もちろん、これから、先ほどの議論にもありましたけれども、いろんな検討をして、さらに進めてまいる考えであります。

交通は、1件でありまして、31番、カーブミラーの新設修繕費用を増額は、各区からの要望を聞き、予算を大きく増やしております。

子育て、教育は3件であります。34番、部活の地域化に伴う家庭負担を独自軽減は、国の支援に加える形で町でも配慮しているところであります。

35番、民間認可保育所の誘致を検討は、今年4月に大谷地で、大きくなあれみよた保育園、これは新しいちょっと名前が移りましたので、新しいほうのことでありますけれども、認可保育所のほうという意味ですが、今年4月に大谷地のところで、大きくなあれみよた保育園を開業していただきました。

また、来年4月にも杉の子幼稚園さんの法人ですね。その幼稚園の敷地に隣接する形で、新しい認可保育所が開業するというので、今ちょうど大きいクレーンが入ったり準備をされているのをご覧いただければと思います。

36番、町立保育園の建て替えの検討は、検討の結果、雪窓、やまゆり両保育園の大規模改修とし、目下雪窓保育園の改修が進んでいるところであります。

生涯学習は2件です。39番、図書館や学校図書室の資料の充実、選定方法の精

査は、今議会でご提案をしております条例改正案によりまして、図書館協議会を設置し、実現を担保してまいりたいと考えております。

40番、エコール20周年記念事業の推進は、これはもう既に行われたものでありますけれども、多彩なイベントを教育委員会で開催していただいたところであります。

農・食・工・観光は1件でありまして、46番、龍神まつり関係団体への支援強化は、今年第50回の記念大会を開催したのはご案内のとおりであります。龍の舞保存会または龍神太鼓鼓響に対し、修繕費等の目的で予算を増額しております。

スポーツでは1件でありまして、50番、市町村対抗小学生駅伝への参加支援とありますが、本年4月下旬に松本市で開催された駅伝大会に出場しまして、久々の出場だったというわけでありまして、町の部2位という想定外の成績を残してくれました。支援したかいがあったなと喜んでいるところであります。

以上が公約実現の実績となります。

進行中の事業がそのほかに24あるという申し上げ方をしました。進行中でちょっとばらばらになりますので一々は申し上げませんが、この進行中の事業の中にも、例えば基金を減らさず借金を増やさない財政運営というのは、今のところ達成できているのかなと思いますし、これから、東原西軽井沢線、着工してまたお金がかかってくるわけですが、そういった中で起債が増えていきますけれども、それを踏まえても、借金が令和4年度末の私が基準としている時点よりは借金が小さいという状態を続けていくことができるのではないかと、見通しは既に立っているなというところでございます。

また、4年で20億円のふるさと納税の獲得というのもありますが、これについても、令和5年度の頭から今日現在までで、ちょっと私も今日現在の数字を見ていませんけれども、恐らく既に半分の10億円までは来ているのかなということで、書き入れどきの12月を迎える前に、既に2年分の目標はクリアできているのかなと思います。

このように、今のまま行ければ達成が確実な事項も多数あるということをお知らせしたいと思います。

さて、一方で、積み残しの課題はというご質問でございます。50のこれからで、担当の方で印をつけといてもらったんですが、まだできていないものについては印

がついていないわけであります。何も印がついていない6項目全てをここで挙げますと――そうか番号も言っていきます。17番、生ごみ乾燥機の購入補助制度の検討、18番、家庭用蓄電池の購入補助制度の検討、38番、未就学親子が集う場の創設を検討、41番、D51機関車の展示・充実、43番、中仙道小田井宿の整備強化、49番、学校体育館・グラウンドの開放強化と、この6項目となります。

この6項目を並べて比較しますと、事業の大きさとか時間のかかり方がかなり違うのかなという印象を持っております。同時にこれを、6項目全て同じ時期に達成するということはなかなか難しいかなと思っておりますけれども、逆に言うと、したがいまして、検討可能な範囲のものから順次手をつけていくべきものと理解しているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

また、公約の外に目を向けますと、町民の皆さんの願いに私どもの仕事がまだまだ追いついていない点は数多くあると思っております。職員体制や予算の都合上、なかなか全ての願いをかなえるには至らないわけですけれども、公約をできるだけ守るのは当然として、新たな課題に目を向けていくことが同じくらい重要であると考えて、今後、町民の皆さんの声をさらに聴く取組を進めていきたいと考えております。

では、最後になりますが、積み残し課題について令和7年度の施策はというわけでありまして、お答えします。

本年は、8月7日豪雨災害発生以後、ある種の臨時体制を取ってきております。予算面でも苦慮をしているところがございます。今定例会において、町単独道路予算の5,000万円以上の削減をご提案させていただいておりますけれども、このようなことを代表しまして、年度当初描いていたようには仕事できていかない部分もあることが事実であります。大変申し訳なく思っております。

また、今回の災害を通じて、昨日の一般質問の中でもお答えの中にあっただと思うんですが、町内の雨水の流れをどう飲み込み、どう下流に流していくのかといった問題について答えを出し、実行していく必要性も強まっているものと認識しているところでございます。

では、どういったことを令和7年度の施策として共通テーマとして扱うのかということ、最近では町民の方といろいろとお話をしている中でも、やはり皆さんがこういうことに関心があるのかな、お困りがあるのかな、懸念があるのかなということ、二つ感じているところがありますので、この二つについて、例を出してこれか

らの大きいテーマにしていくということでお話をさせていただければと思います。  
この辺は議会でも初出で出てくるものかなと思います。

今回の災害は、気候変動の影響を強く受けていると考えられるわけでありましてけれども、気候変動の中でも、この御代田町でも既に皆さん実感があると思いますし、やはり一つの横串、各課を横断し、各課を一つの串で、同じ串で刺していくのにテーマとしてふさわしいものとして猛暑対策が挙げられるのではないかと考えております。

昨年、今年と2年連続の猛暑を経験し、これは決して異常気象ではなく、当たり前なものとなってくる中で、役場のそれぞれの部署が猛暑対策に取り組まなくてはならないと考えております。

課を横断したプロジェクトチームをまずは形成する必要があるのかなと考えています。これどの年代でやるのかとか、どういう職責でやるのかということはちょっと検討しなければなりませんけれども、若手がいいのか係長ぐらいがいいのか、ちょっと今分かりませんが、課を横断したプロジェクトチームを形成し、課を超えて情報交換をして、役場全体として猛暑対策に取り組んでいきたいと考えております。

猛暑に対する考え方は今までも述べてきた部分があると思うんですが、具体的にプロジェクトチームを作りたいということで、今これから課長会議等で提案し、実現させていこうかなと考えています。

もちろん、予算も相当かかるんじゃないかなと思いますので、ただ、一方でそれぞれ農業だったり林業だったり、それぞれの分野のお仕事をされている方にもお役に立てるような、そういった町の総合パッケージとしての施策を出していくということが大事かなと考えています。

もう一つ、私として今重視していることとしまして、町内の過疎の問題があると考えております。聞かれる方によっては、えっ、御代田町で過疎というふうに思われるのかもしれませんが。実際、御代田町は現在、町全体としては着実に人口が伸びています。その人口が伸びているのは、例えば小学校に近いところであったりとか、かなり偏りがあると感じているところでもあります。

一方で、これ例として挙げさせていただくと、伍賀の湯川沿いのそれぞれの区、人口減とそれに伴う高齢化に悩まれていると認識しております。そういった地域を支えるにはどうするのか、農地の維持は、森林の維持はなどと論点は本当にたくさん

んあります。

今後、これは全町的ではありますが、区ごとに地域課題を聞き取る機会をつくり、伍賀もそうでもありますけれども、町内全体のそれぞれのエリアで全体の振興をどういうふうに進めていくのか、来年度いっぱい策定する長期振興計画に盛り込んでいくことも検討する必要があると感じているところでございます。

こういったことから、私のこの任期残りの2年間につきましては、公約にあることはもちろんでありますけれども、公約には表現していなかったけれども今まさに目下の課題であり、また将来的な課題であって、じっくり取り組むべき大きな課題についても答えを出し、実行していく日々にしていかなくてはならないと感じているところであります。

お答えになったか分かりませんが、以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 予期しない自然災害の発生など、多くの行政課題を抱えながら令和6年が間もなく終わり、令和7年を迎えることとなります。

御代田町がよりよい方向に進みますよう、行政、議会ともに努力したいと考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告8番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時04分